

# 山口県報

令和元年  
10月4日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……三

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定 (環境政策課) ……五

保安林予定森林 (四件) (森林整備課) ……五

道路の区域の変更 (道路整備課) ……七

道路の位置の指定 (建築指導課) ……七

### ○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ……七

下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……八

下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……八

下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……八

岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……八

岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……八

### ○公安委告示

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施 ……九



## 山口県告示第七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前  
評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十月四日から同月二十四日までの間、山  
口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供す  
る。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼板株式会社

住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東洋鋼板株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法				
	能 (t/月)力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
六六	二、九〇〇	令和元、一 年 月 日	令和二、三 年 月 日	令和二、一 年 月 日	連 続	二 四 時 間	変 動 な し
〃	二〇〇〇	〃	令和二、三 年 月 日	令和二、一 年 月 日	〃	〃	〃

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六六	五・五	二・五	二・五
〃	八	〃	〃
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
中和・凝集沈殿処理施設	〃	八〇、〇〇〇	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃	(既)	(既)	(設)
還元処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	還元	連続	二四時間	変動なし			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
中和・凝集沈殿処理施設	七・五	六	三	二・三	三三、二二九
還元処理施設	〃	〃	三・八	〃	四三、四二七

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			水素イオン濃度 (水素指数) 通常 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 最大	
〃	〃	七・五	〃	〃	一、〇〇〇
〃	八・七	九・五	〃	〃	〇
〃	一	二・二	〃	〃	五五、九五四
〃	二	一・八	〃	〃	六六、五五七
〃	二	一・〇	〃	〃	〃
〃	五	三・〇	〃	〃	〃
〃	検出せず	五	〃	〃	〃
〃	検出せず	四・六	〃	〃	〃
〃	検出せず	六・九	〃	〃	〃
〃	検出せず	二・四五	〃	〃	〃
〃	検出せず	五・七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

山口県告示第百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東洋鋼板株式会社  
住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋鋼板株式会社下松事業所  
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の電気めっき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更する。

還元処理施設					種	項		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値														
処理前		処理後		種 類	目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値															
変更前	変更後	変更前	変更後		通	大			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値													
六	〃	〃	〃	三	二・三	三・八	二・三	一〇・五	二〇	二二	二〇	二〇	三〇	一〇六	二〇六	三九	四・五	六・八	四・三	一〇	五七、二九四	六八、二一七
〃	〃	〃	〃	〃	二・三	三・八	二・三	〃	二〇	二二	二〇	二〇	二二	二〇	二〇	〃	六・三	九・八	五・三	一〇・四	三七、一二九	四三、四二七
〃	〃	〃	〃	〃	二・三	三・八	二・三	〃	二〇	二二	二〇	二〇	二二	二〇	二〇	〃	六・三	九・八	五・二	一〇・三	三八、四六九	四五、〇八七
〃	〃	〃	〃	〃	二・三	三・八	二・三	〃	二〇	二二	二〇	二〇	二二	二〇	二〇	〃	六・三	九・八	五・二	一〇・三	三七、一二九	四三、四二七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種		項目		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素類	窒素	窒素	窒素	汚水等の一日当たりの量 (m³)
変更後	変更前	変更後	変更前								
〃	七・五	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七・五	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七・五	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七・五	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七・五	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(備考) 「六六」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の電気めつき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

中和・凝集沈殿処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
〃	七・五	〃
〃	九〃五	〃
二二	二三	一九
一八	一九	二八
〃	一〇	〃
〃	三〇	〃
〃	五	〃
四・六	四・五	四・六
六・九	六・八	六・九
二・四五	二・四	四・四
五・七	五・六	一〇・三
五五、九五四	五七、二九四	五五、九五四
六六、五五七	六八、二一七	六六、五五七

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排出水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )				
				通常	最大	平均					
変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐素 (mg/l)	通常	最大
〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	九〃五	八〃七	二二	二	五	四・六	六・九	二・四五	五・七
〃	〃	〃	一一	一九	〃	〃	〃	六・八	二・四	五・六	五五、九五四
〃	〃	〃	二	一八	〃	〃	〃	二・四五	五・七	六六、五五七	〃
〃	〃	〃	三〇	五	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〇	一、〇〇〇
〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、五〇〇
〃	〃	〃	四・五	四・六	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〃	〃
〃	〃	〃	六・八	六・九	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〃	〃
〃	〃	〃	二・四	二・四五	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〃	〃
〃	〃	〃	五・六	五・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	六八、二一七	六六、五五七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第百八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域  
下松市大字東豊井字宮ノ洲浜七五六の一の一部及び七六六の五の一部
- 二 特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

山口県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九條の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所  
岩国市錦町大野字東九六九、九七〇、一〇〇九、一〇六二七、一〇六二八、一〇六三八の一、字野地一〇一八から一〇二二まで、一〇二四の二、一〇六三八、字佐古ノ奥一〇六二九、一〇六三〇、一〇六三二から一〇六三七まで、字野地ケ迫一〇六四〇、一〇六四一の一、一〇六四二の一、一〇六四二から一〇六四四まで、一〇六四八
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字東一〇〇九・一〇六二七・一〇六二八・一〇六三八の一・字野地一〇一九・一〇六三八(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

- 岩国市天尾字深谷一一五四五、一一五四七、一一五四九、一一五五〇、一一五五二、一一五五三、一一五五五から一一五五九まで、一一七一四、一一七一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

- 防府市大字久兼字仏峠一〇二二〇の三七、一〇二二〇の五二、字向山一〇二五五の一から一〇二五五の三まで、字すもし一〇三一一の一、一〇三一一の三、一〇三一一、字黒岩一〇三二三、字野峠一〇三四一の一、字天狗岩一〇七二五の一、一〇七二五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、防府市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部農林水産振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所  
 岩国市関戸字峰藪四七四、一一八九、一二〇五、一二〇六、御庄字大迫口二五四一  
 (次の図に示す部分に限る。)、一〇二六五、一〇二六六

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字峰藪四七四(次の図に示す部分に限る。)、字大迫口二五四一、一〇二六五・一〇二六六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
 路線名 陶湯田線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市陶字峠下三二五四の六地先から同市陶 同字三三四の一の地先まで	最狭 一七・五	最狭 一八・〇	八七・〇		

山口県告示第百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字百田四二八の二五	六・〇	三四・二	令和元、一〇



(二二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年五月十七日山口県公告(九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十月四日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク長府中土居店

所在地 下関市長府中土居本町五九〇  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一一八) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二九) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三〇) 下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画伊倉本町地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三一) 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三二) 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。



令和元年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
- 岩国都市計画下水道岩国市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会告示第二十二号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和元年十月四日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
  - (一) 種別及び級
    - 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
    - (二) 定員 五十人
  - 二 審査の日時及び場所
    - (一) 日時 令和元年十一月十三日（水曜日）の午前九時から正午まで
    - (二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部
  - 三 審査の対象者
 

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）

    - (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務

に従事している期間が継続して一年以上である警備員

- (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

令和元年十月十五日（火曜日）から同月十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

- (一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
- 山口県内の最寄りの警察署
- (二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

- (一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）
- (二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

八 審査手数料

3 旧規則第八条の合格証の写し

九 その他

- (一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話

〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

令和元年十月四日印刷

発行人所

山口県知事庁